

労働政策審議会勤労者生活分科会 中小企業退職金共済部会（第93回）	資料 4
令和 8 年 6 月 30 日	

中小企業退職金共済部会における主なご意見

厚生労働省 雇用環境・均等局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

中小企業退職金共済部会における主なご意見①

中小企業退職金共済の掛金のあり方について

- ・ 一般の中小企業退職金共済においては、長期間、掛金月額の上限が据え置かれている状況にある。物価の顕著な上昇なども踏まえ、特定業種退職金共済制度における掛金上限の引上げの議論と併せて、一般の中小企業退職金共済においても、同様の議論を開始すべきではないか。
- ・ 実質的な退職金の水準が減少している状況にあるなか、掛金の限度額の引上げの議論はあってしかるべきである。実際に年金の分野では、企業型確定拠出年金において経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うべきという提言を行い、2025年に拠出限度額の引き上げを行っている。中小企業退職金共済制度についても引上げの議論を行ってもいいのではないかと考える。そのことが制度の魅力向上にもつながる。

制度の普及促進について

- ・ 令和元年度より新規加入が減少傾向にある。安定的な制度維持のために新規加入の促進には力を入れて取り組んでいただきたい。加入者にとって魅力が高まれば、新規加入促進のPR面でもプラスになると考える。
- ・ 制度の持続性を考えると、潜在的な加入者にどのようにアプローチしていくのか、広報をどのように強化していくかが重要になってくる。特に一般の方、潜在的な加入者が、これから加入したいと思えるようなアプローチを可能な限りお願いしたい。

中小企業退職金共済部会における主なご意見②

特定業種退職金共済の掛金日額のあり方について

- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構に設置された「建退共制度検討会議」において報告書がまとめられたところであるが、建設業において、担い手確保・育成が喫緊の課題となっている中、技能者の処遇改善を推進していく上で建退共の魅力を大きく高めていくことが急務であり、加入者の技能・能力評価に応じてより多くの退職金が支給されるような複数掛金制度の導入、掛金上限の引上げなどが関係者の一致した意見として挙げられている。

厚生労働省でも、建退共を魅力ある制度とするための施策の推進、制度の安定的な運用、特定業種退職金共済制度全般の改善等について、早急にご対応・ご議論いただきたい。

- ・ 退職金の水準を上げるということを目的として複数掛金制度を導入することは、正しい方向だと考える。
- ・ 掛金納付の電子化など、加入者の方たちや業界の利益になることは、積極的にスピードを上げて進めていただきたい。

雇用形態の変化に応じた制度の移行について

- ・ 林退共については、長きにわたって加入者数の減少や財政の状況が問題になっているなかで、何か大きな手を打たない限り、改善は見られないのではないかと。積極的に踏み込んだ改革、全体の変革が必要とされていると考える。
- ・ 林退共から一般の中小企業退職金共済への移行を検討するのであれば、一般の中小企業退職金共済の財政に与える影響についての検証や、林退共加入者の加入期間の取扱いの検討など、合流に向けた課題を洗い出し、丁寧に議論していくことが必要である。
- ・ 林退共の移行は、タイミングが大事である。移行に際しては、法改正も必要になってくるところ、少しでもスピードをあげていきたい。
- ・ 安定的な制度の運営を図るためには制度を利用する関係団体の意見は重要であると考えており、林業の関係団体から制度見直しの意見が出ているところであり、ご対応いただきたい。

中小企業退職金共済部会における主なご意見③

利便性の向上について

- ・ 過去勤務掛金の算定など、計算が非常に複雑で、実際にいくら納付しなければいけないかということに対する分かりにくさがあるかと思う。具体例を示すなど、事業主、従業員にとって分かりやすいような工夫をお願いしたい。
- ・ 魅力が高まったときに、それをどのように周知するのかということが大切になってくる。加入者と加入事業主だけでなく、その周辺にもきちんと知っていただくことが大切。

資産運用のあり方について

- ・ 物価上昇率に鑑みると、国債の表面利率での運用は実質的にはマイナスとなっている。より利回りが高くなるような運用も検討していただきたい。
- ・ 経済情勢が大きく変わる中、これまでの期待収益率は、デフレ期には高めの目標であったが、現在はインフレ率を下回った期待収益率になってしまい、受益者の方にプラスとなる支給がなされていない。この点は早々に見直す必要があると考える。
- ・ オルタナティブ投資については、流動性が低い、時価評価額の即時把握が困難などの留意点は認識されていると思うが、この件は慎重にご検討いただきたい。